

被用者年金制度の一元化

平成27年10月から被用者年金制度が一元化されます。新たな制度の実施まで約1年となりました。今回の特集では、一元化によって何が変わるのか、皆さまが疑問に思われる点を中心にご説明します。

Q1 「被用者年金制度の一元化」ってなんですか？

A1 共済年金制度を厚生年金保険制度に統一することです。

公的年金制度のうち、民間企業や官公庁等に勤めている人が加入する年金制度を被用者年金制度といいます。この被用者年金制度は、大きく次の2つに分かれます。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入する。
- ② 共済年金制度：国家公務員や地方公務員、私立学校の教職員が加入する。

被用者年金制度の一元化は、この「共済年金制度」を「厚生年金保険制度」に統一することをいいます。

今後の少子・高齢化の一層の進行等に備え、将来に向けた年金制度の安定性を高めるとともに公平な仕組みを確保するため、平成27年10月から一元化されることになりました。

一元化後は、教職員などの地方公務員も厚生年金保険に加入することになり、給与から控除される掛金(保険料)*の算定方法や年金の給付内容等が、厚生年金保険に合わせて変更されます。

*各事業の運営に必要な費用として給与から控除される金額のことを共済年金制度では「掛金」といい、厚生年金保険制度では「保険料」といいます。

MEMO

被用者年金制度の一元化後も効率的な事務処理を行うため、引き続き、当共済組合が組合員の皆さまの年金記録の管理や、年金の支給を行います。

また、一元化後も皆さまは当共済組合の組合員となりますので、短期給付事業・福祉事業についても、引き続き当共済組合が実施することになります。



年金はどう変わる？

Q2 一元化後、私の年金は老齢厚生年金になるの？

A2 年金を受給する権利がいつ発生するかによって異なります。

一元化前(平成27年9月30日以前)に年金の受給権が発生する場合は「退職共済年金」、一元化後(平成27年10月1日以後)に年金の受給権が発生する場合は「老齢厚生年金」となります。

特別支給の年金を受給する権利は65歳で消滅し、新たに本来支給の年金を受給する権利が65歳から発生します。

生年月日	支給開始年齢から65歳まで	65歳から
① 昭和25年10月2日～昭和29年10月1日	特別支給の退職共済年金	本来支給の老齢厚生年金
② 昭和29年10月2日～昭和36年4月1日	特別支給の老齢厚生年金	本来支給の老齢厚生年金
③ 昭和36年4月2日～	—	本来支給の老齢厚生年金

*支給開始年齢は生年月日によって異なります。
また、退職共済年金・老齢厚生年金を受給するためには、一定の組合員期間を有している等の要件を満たすことが必要です。詳しくは本誌6月号14ページをご覧ください。



サミット……世界の首脳が知恵を出し合う

主要国首脳会議と訳される国際会議のこと。「頂上」という意味の英語 summit からきた外来語。会議や会談の直訳はないが、首脳陣を頂点にたてた「トップ会談」の意味で、最高責任者たちの会合を指す。1975年、オイルショックの対策のため、フランスが提唱し、アメリカ、イギリス、西ドイツ、日本の5カ国が参加して開催されたのが始まり。

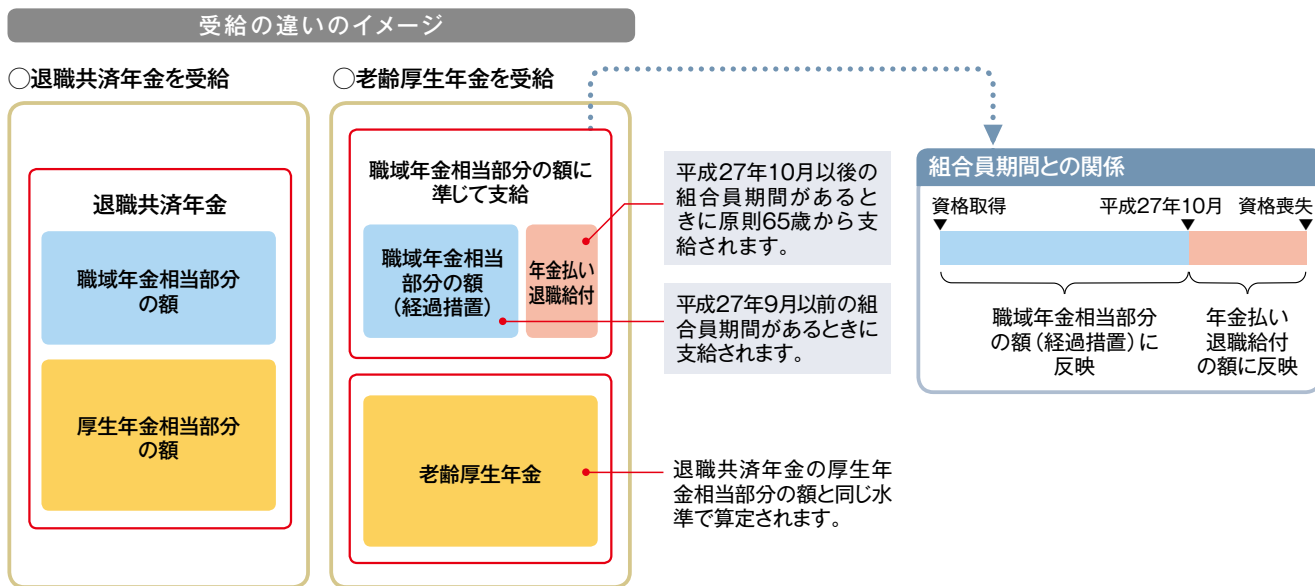
はみだしキーワード
由来

Q3 退職共済年金と老齢厚生年金はどこが違うの？

A3 退職共済年金には「職域年金相当部分」がありますが、老齢厚生年金にはありません。代わりに、新たな制度として「退職等年金給付（年金払い退職給付）」が設けられます。

「年金払い退職給付」は平成27年10月以後の組合員期間の月数を基に算定されます。

平成27年9月以前の組合員期間がある方には、経過措置として平成27年9月までの組合員期間の月数を基に算定した「職域年金相当部分」の額が支給されます。



組合員期間との関係

資格取得 平成27年10月 資格喪失

職域年金相当部分の額
(経過措置)に反映

年金払い退職給付の額に反映

※「年金払い退職給付」についての詳細は本誌3月号14～15ページをご覧ください。

Q4 一元化後は、在職中でも障害を事由とする年金が受けられるって本当？

A4 在職中であっても障害を事由とする年金が支給されるようになります。

現在の共済年金制度では、障害共済年金（障害年金）の受給権者が組合員である間は、原則として年金の支給は停止となります。一方、厚生年金制度には同様の支給停止制度がないため、障害厚生年金は在職中であっても支給されます。

一元化により、このような制度の差異は原則、厚生年金制度に合わせて解消されます。そのため、平成27年10月以降、障害共済年金（障害年金）は在職中であっても支給されることとなります。^(注)

注・平成27年10月以降に障害を給付事由とする年金の受給権が発生したときは、共済組合において障害厚生年金を決定します。その場合も同様に在職中であっても支給されます。

- ・在職中であることにより支給停止中の障害共済年金（障害年金）の支給を受けるためには、障害程度の再認定が必要です。平成27年10月に向けて再認定が必要な方には、個別に当共済組合からお知らせをする予定です。
- ・同一の傷病について、障害共済年金（障害年金）と傷病手当金の支給を受けることができる場合、傷病手当金が調整されることとなります。

MEMO

Q4の事例の他にも、共済年金と厚生年金の給付で違いがある部分については、基本的に厚生年金の給付内容に揃えることとなります。



掛金はどう変わる?

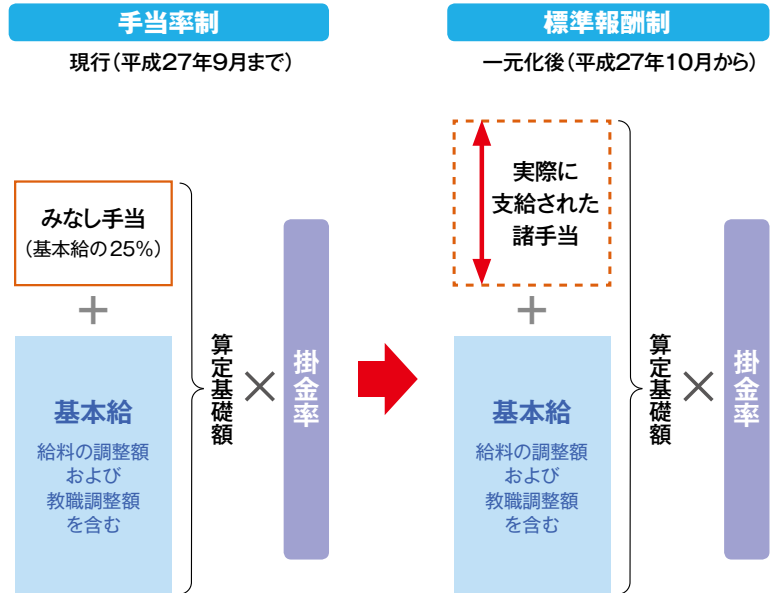
Q5 掛金(保険料)の算定方法が変わると聞いたけど?

A5 「手当率制」から「標準報酬制」に移行します。

手当率制では、掛金は「基本給」と「みなし手当(諸手当に相当する額)」を合算した額に掛金率を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に基本給の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。これは、全ての地方公務員の基本給に対する手当の割合の平均が25%であるためです。

一方、標準報酬制では実際に支給された手当と基本給を基に掛金の算定基礎額を決め、掛金を算定します。手当には、地域手当、扶養手当、通勤手当…とさまざまな種類がありますので、基本給が同じ額でも掛金が一人ひとり違ってくることになります。

なお、掛金の算定方法は、長期給付事業(年金)だけでなく、短期給付事業・福祉事業のための掛金についても同様に標準報酬制に移行します。



Q6 標準報酬制ってどういう仕組みなの?

A6 毎年4月から6月までの報酬の平均額から標準報酬月額を年1回決定し、それを基に掛金(保険料)を算定します。

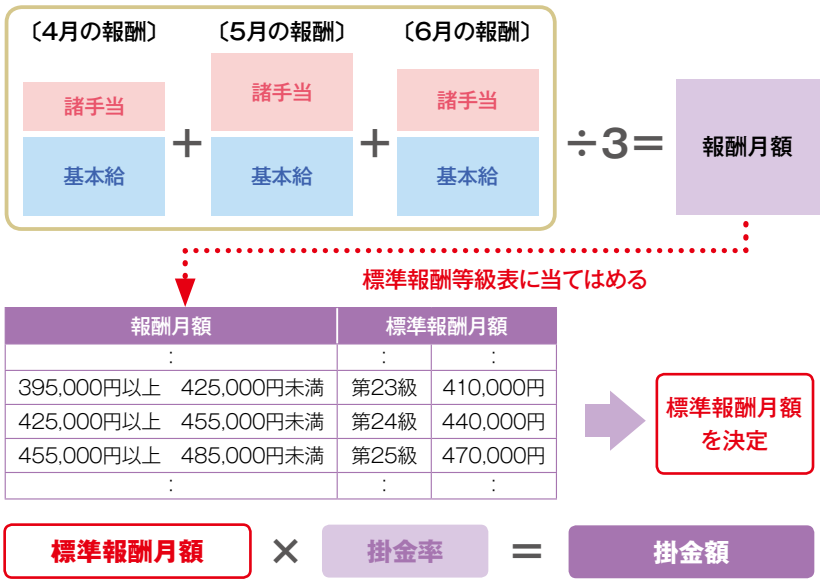
標準報酬制では、まず、毎年4月から6月までの報酬(基本給と諸手当の支給額)を合算し、1カ月当たりの平均額(報酬月額)を求めます。次に、その報酬月額を標準報酬等級表に当てはめ、「標準報酬月額」を決定します。決定した標準報酬月額がその年の9月から翌年の8月までの掛金の算定基礎額になり、掛金を算定します。

また、標準報酬月額は1年間適用されますが、途中で報酬の金額が大きく変動した場合は改定します。

※制度開始時の平成27年10月から平成28年8月までの標準報酬月額については、経過措置が設けられ、平成27年6月の報酬を基に決定します。

※期末・勤勉手当等にかかる掛金の算定方法については、変更はありません。

※新規採用の方は採用月の報酬を基に算定します。



パワーナップ……頭をすっきりさせて仕事に集中

ナップ(nap)とは仮眠、昼寝のこと。米国で生まれた睡眠法で、短い時間の昼寝をとることで、疲労回復や脳の活性化をもたらし、仕事の能率アップに貢献するという。睡眠時間は15~30分。長く寝過ぎるのは逆効果。夜眠れなくなり睡眠不足となる恐れがあるので要注意だ。制度として導入している会社もある。机で昼寝していても、サボっているわけではなく、パワーチャージのための重要な時間だ。

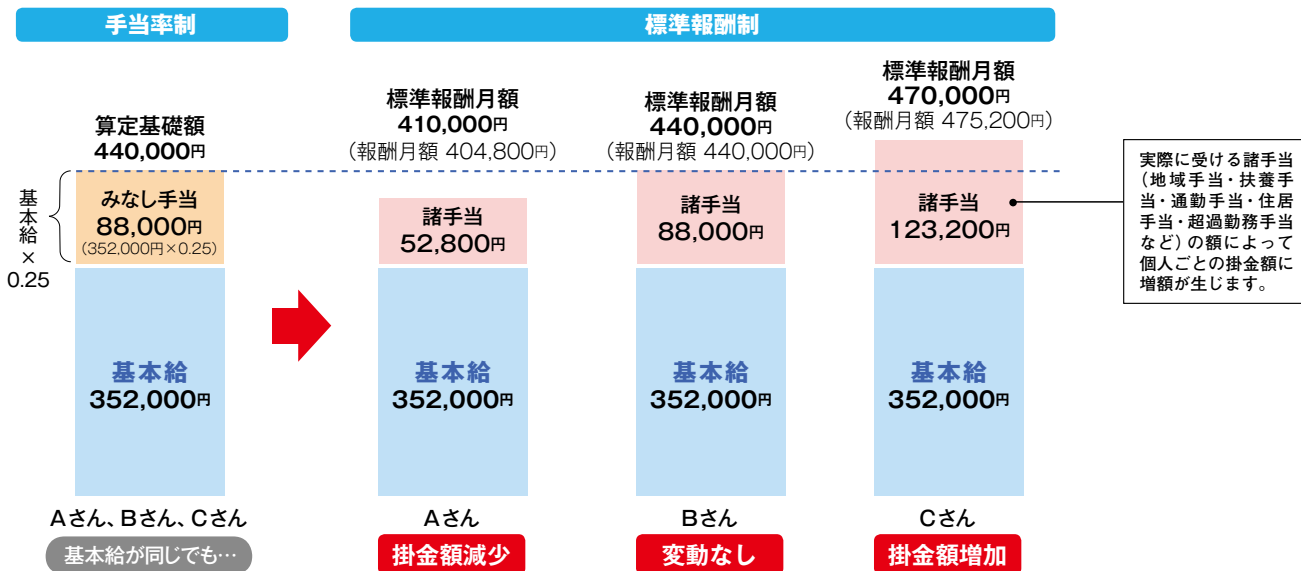
はみだしキーワード
健康

Q7 標準報酬制になると私たちの掛金（保険料）はどうなるの？

A7 実際に受ける手当の額が基本給の25%より多い場合は増加し、少ない場合は減少します。

掛金は標準報酬月額に掛金率を乗じて計算されます。Q5でご説明したとおり、標準報酬制への移行によって、基本給が同じ金額でも諸手当の金額によって標準報酬月額がそれぞれ異なりますので、掛金は一人ひとり違ってくることになります。

標準報酬移行による掛金額への影響 (例：基本給352,000円のAさん、Bさん、Cさん)



Q8 標準報酬制移行による影響は短期給付事業にもあるの？

A8 育児休業手当金等の休業給付の給付額に影響があります。

現在の休業給付の給付額は、手当率制により計算しています。標準報酬制移行後は、給付額の計算の基礎となる額が、基本給を1.25倍した額から標準報酬月額に変わるため、前述の掛金額と同様に給付額が増減することになります。

また、災害給付についても同様のことが言えます。

Q9 標準報酬制になることによる共済組合の財政への影響は？

A9 これまでの事業運営を維持するため、財政への影響を検証しています。

地方公務員(教育職、行政職、警察職などすべての職種を含む)の平均的な諸手当は基本給の約25%ですが、教職員の場合は全国平均で約15%です。

したがって、標準報酬制に移行すると、教職員の諸手当は現行のみなし手当より少ないため、当共済組合の短期給付事業や福祉事業を実施するための財源(掛金収入)が減少することになります。

そのため、現行の事業運営を維持するために、当共済組合では標準報酬制移行による財政への影響を検証しています。